

吹田市公告第 262 号

吹田市市税及び国民健康保険料等総合公金収納業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 5 年 5 月 16 日

吹田市長 後 藤 圭 二

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名称
吹田市市税及び国民健康保険料等総合公金収納業務
- 2 業務概要
吹田市市税及び国民健康保険料等総合公金収納業務仕様書および吹田市市税等口座振替データ伝送業務仕様書のとおり
- 3 履行期間
令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで
- 4 最低制限価格
設定しない。
- 5 入札保証金
吹田市財務規則第 98 条の規定に基づき免除する。
- 6 入札参加資格
以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。
 - (1) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。
 - (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
 - (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しない者であること。
 - (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

(6) L G W A N回線を利用して本市と送受信ができる者であること。

7 入札参加資格確認申請手続

(1) 本入札に参加を希望する者は、期限までに次に掲げる入札参加資格確認申請書（様式 1）（以下「申請書類」という。）を提出しなければならない。

(2) 申請書の提出

ア 提出期間

令和 5 年 5 月 16 日（火）から令和 5 年 5 月 25 日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（正午から午後 0 時 45 分までを除く。）

イ 提出先

「19 問合せ先」のとおり。

ウ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。提出期限必着のこと。）

エ 申請書の取得方法

吹田市のホームページ（トップページ＞産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入 入札情報＞令和 5 年度（2023 年度）一般競争入札（業務委託）一覧＞吹田市市税及び国民健康保険料等総合公金収納業務に係る制限付一般競争入札からダウンロードすること。

オ 入札関係書類

(ア) 入札心得書

(イ) 仕様書及び添付資料

(ウ) 積算内訳書（様式 2）

(エ) 委任状（様式 3）

(オ) 入札書（様式 4）

(カ) 質問書（様式 5）

(キ) 入札辞退届(様式 6)

(ク) 委任状・入札書の記載の仕方

(ケ) 吹田市工事の入札等に係る苦情処理手続要領

カ 入札金額と積算内訳書

(ア) 入札参加者は、積算内訳書を使用して積算すること。

落札者は、落札者決定時に積算内訳書を提出しなければならない。よって、積算内訳書の金額（入札金額）と入札書の入札金額を一致させておくこと。

積算内訳書には、入札参加者が消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、履行期間を通じて 10%の消費税及び地方消費税相当額を記載し、これを加算した金額を合計（契約希望金額）に記載すること。ただし、これが契約後の支払いにおいては消費税等の税率を定めるものではない。

積算内訳書には、現在、本市が履行期間（3 年間）において見込んだ件数を記載している。この件数は諸般の事情により大幅に変更となることがある。

入札参加者は、消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 業務実施にあたり必要な準備業務については、受託者の責任で実施すること。よっ

て、本市は準備業務に係る費用を別に支払わない。

(3) 資格審査結果の通知

令和5年5月29日(月)までに担当者宛に電子メールで連絡し、通知書については同日郵便発送する。

(4) その他

- ア 申請書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された申請書類は、返却しない。
- ウ 期限までに申請書類を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。
- エ 提出された申請書類は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。
- オ 申請書類に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。

8 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、その理由等について「吹田市工事の入札等に係る苦情処理手続要領」に基づき申立てにより説明を求めることができる。この場合、同要領第3条の契約主管課は吹田市税務部納税課とする。

9 仕様書等に係る質疑及び回答

(1) 質疑受付

本件に関する質問は、下記のとおり質問書(様式5)の提出による。(説明会は行わない。)

ア 受付期間

令和5年5月16日(火)から令和5年5月23日(火)午後5時まで

イ 提出先

「19 問合せ先」のとおり。

ウ 提出方法

電子メール

件名を事業者名+送信年月日とすること。

【例】5月18日に質問書を送信する場合 「株式会社●●●●20230518」

(2) 回答

提出された質問については、令和5年5月25日(木)に入札参加資格があると認められた者全員に電子メールにて質問回答書を送信する。

10 入札日時及び入札場所等

(1) 入札日時

令和5年6月1日(木)午前10時30分

(2) 入札場所

吹田市役所低層棟2階税務会議室(所在地:吹田市泉町1丁目3番40号)

(3) その他

- ア 郵送・宅配・電送又は電報による入札は認めない。
- イ 入札の執行に際し、天災地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札の執行を延期する。

ウ 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

エ 再度入札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札した者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

1 1 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札日時までに入札辞退届（様式 6）を提出するものとする。

1 2 入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札
- (2) 入札心得書に示した条件等、入札に関する諸条件に違反した入札
- (3) 入札参加資格確認申請の証拠書類を提出しない者がした入札
- (4) 事前審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者、また同要領別表に掲げる措置条件に該当する者がした入札

1 3 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

1 4 契約保証金

1年当たりの見込み件数に基づく契約予定金額の10%以上とする。

1 5 契約の締結

入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、契約書を作成し契約を締結する。

1 6 支払条件

毎月月末締めでの実際に発生した件数に基づく請求による月払いとする。

1 7 予算の減額又は削減に伴う解除等

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る市の歳出予算において減額又は削除があった場合、市は、この契約を変更し、又は解除することができる。

1 8 その他

- (1) 入札参加資格の確認で資格有の確認を受けた者が1者であってもこの入札は有効とする。
- (2) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨で作成すること。
- (3) 本公告は、入札説明書を兼ねる。

1 9 問合せ先

吹田市税務部納税課（中層棟2階）

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

電話 06-6384-1282 FAX 06-6368-7344

E-mail : nozei@city.suita.osaka.jp